

件について、中央卸売市場も対象となる『入札制度改革の本格実施』により実施する具体策に係る基本的な取扱いについて（通知）」（30 財経総第 345 号）では、「入札参加者が 1 者以下となった場合に、入札辞退者等から理由を聴取するなど、その原因調査の取組を強化」することを定めており、中央卸売市場においては、原因調査の取組として電子調達システムに記載された任意指名業者等の辞退理由の確認が実施されていた。しかし、その結果を将来の入札案件に反映させる P D C A サイクルの実施例は、明示的に確認できなかった。

1 者入札については、契約の内容が見積り・仕様のとおりに履行されるかどうか（有効性）、競争の原理が働かず一般的な市場価格よりも高額な契約金額となっていないか（経済性）という観点から、可能な限り避けるべきであり、原因調査を実施した上で、その結果を将来の入札案件の起案及び予定価格形成の段階に生かしていくことが必要となる。

したがって、入札辞退者等から理由を聴取するなどの原因調査の取組の実施を検討されたい。

(イ) 検査の運用方法について

契約に関する検査の運用方法について、検査の過程及び結果が検査調書に適切に記載・保存されているかの観点から、任意で選択した契約を対象に検査調書を読覧した。また、閲覧した検査調書に関して、検査で実施した方法、結果について、関連資料を基にヒアリングを実施した。

閲覧した検査対象の中には不合格となったものはなく、合格の旨が記載されていた。

東京都契約事務規則の中で、検査調書の作成においては「給付が当該契約の内容に適合しないものであるときは、その旨及びその措置についての意見を検査調書に記載しなければならない」とあり、不合格となった場合の取扱いが記載されている。合格の場合は検査調書にその旨を残しており、その表現は契約事務規則の様式により異なるが、「合格・不合格」の欄において、「合格」部分を囲う等の印を付ける、又は確認年月日の記載と署名をする等で合格の旨を表現している。

また、検査結果を「合格」とした判断過程が明示されていないことについてヒアリングしたところ、合格である場合の理由等の記載は契約事務規則の下では必須ではないため、合格とした経緯・理由の記載は残していないとのことであった。検査調書には摘要欄が設けられているが、当該欄は、契約事務規則第 51 条に「その給付が当該契約の内容に適合しないものであるときは、その旨及びその措置についての意見を検査調書に記載しなければならない。」とあり、検査結果が不合格である場合に、その旨及びその措置についての意見を記載する

ために使用することであった。サンプルによっては、検査対象の契約についての報告書、集計データ、写真等の資料を添付しており、検査員が確認した内容が明確に読み取れる検査調書や、対象となる物品の個数等が明確に示されている検査調書もあるが、資料の添付も契約事務規則上、求められていないため、全ての検査調書に判断過程が分かるように資料を添付するなど、必ずしも「合格」とした根拠を残しておく運用ではないとのことであった。

このように、検査調書に「合格」とした判断過程が明記される運用にはなっていない中で、専門知識を要する仕様の確認や判断が必要な場合における検査の実効性を担保するためには、検査員が十分な専門性や知識を備えていることが重要となる。

例えば、淀橋市場における「4 淀橋市場積算電力計取替工事」では、同一仕様の電力計への取換え（能力は取換え前後で同一）について、現場でのサンプルチェックと資料を確認することで検査を行っている。一方で、電力計の設置について、仕様どおりの電力計が取り付けられているか、取付けは適切になされているかについては、当該工事の知識がないと判断できないものである。

ヒアリングの結果、検査員は必ずしも検査対象に精通していない場合があったとのことであり、その場合は、検査時に専門職種や現場に詳しい職員が同行し、検査員の能力を補完する措置が取られていた。しかし、その措置は必要に応じた取扱いであり、局内で明確な運用方針等は識別されなかった。

(意見 3-25) 検査の運用について

検査を担当する検査員については、原則として、対象案件の業種を専門とする職種の職員を検査員として指名しているが、必ずしも検査対象に精通していない場合もあったとのことであり、その場合は、検査時に専門職種や現場に詳しい職員が同行し、検査員の能力を補完する措置が取られていた。しかし、その措置は必要に応じた取扱いであり、局内で明確な運用方針等は識別されなかった。

検査対象について、仮に事故が起きた場合や不備が発覚した場合、当初の給付完了時の検査が適切に行われていたかどうかの検証が必要となる点において、検査の実施状況の記録は当該検証のためのよりどころとなる。専門知識を要する仕様の確認や判断が必要な検査について、検査の実効性を担保するため、適切な職員を検査員に指名し、検査させる必要があることから、局内で検査員の指名に係る具体的な運用方法を検討されたい。

5 統計事務

ア 概要

中央卸売市場が取り扱う生鮮食料品等の取扱数量、取扱金額、平均卸売価格等を統計的に整理集録したものについて、生産者、市場関係者、消費者等関係各方面の参考に供し、かつ、市場業務の円滑な運営に資するため、卸売業者には、売買取引の結果等の知事への報告が、東京都中央卸売市場条例第38条により義務付けられている。また、同条例第30条により、卸売業者は、売買取引の結果等を定期的に公表することが義務付けられている。

都は、上記の結果等を公表するため、取扱品目（水産物、青果物、食肉、花き）別に、市場開場日の主要な品目の入荷予定数量と販売結果（数量及び価格）の情報を集約し、「東京都中央卸売市場日報」及び「水産物・青果物（野菜・果実）週間市況」をホームページ上に公表している。また、卸売業者から、取扱品目（水産物、青果物、食肉、花き）別に、月単位の実績（数量及び金額）の情報を収集し、ホームページ上に公表した上で、「東京都中央卸売市場年報（年次別・取扱品目別）」を毎年発行している。

なお、当該統計事務に関する令和4年度予算額は7百万円であり、決算額は5百万円である。

イ 監査の結果

(ア) 統計情報の正確性について

卸売業者は、日々の売買取引の結果等を各卸売業者の事務所に設置されている端末から入力する。入力されたデータは各市場のサーバーで自動集計され、本庁の主サーバーへ自動転送される。本庁では、受信した日報データを基に自動集計し、「東京都中央卸売市場日報」としてホームページ上で公表される。なお、各卸売業者が入力したデータは決められた時間に自動転送され、データの入力状況について、各市場の東京都事務室担当者と本庁の担当者で確認を行っている。

卸売業者、各市場、本庁の間での情報のやり取りはデータのみであり、紙のやり取りはない。一方で、入力データの誤りについては、事後的に発見された都度訂正、再公表を行い、訂正履歴を併せて公表している。

訂正が生じないようにする予防策として、卸売業者によるデータ入力時のダブルチェックに加え、市場の担当者から、誤入力を防ぐための指導を行っているが、データ入力後、公表される前に誤入力が発見される仕組みは整備されていない。

また、ホームページで公表されている訂正履歴を参照すると、桁数の誤りによる訂正、取引があった品目の単価未入力（又は取引がなかった品種の誤入力）に

よる訂正も含まれており、例えば、取引情報の前日比較や桁チェックのように、簡易な分析でも発見できる誤入力も含まれている。

（意見3-26）東京都中央卸売市場日報について

統計情報に関する訂正が生じないようにする予防策として、卸売業者によるデータ入力時のダブルチェックに加え、市場の担当者から、誤入力を防ぐための指導を行っているが、データ入力後、公表される前に誤入力が発見される仕組みは整備されていない。

また、ホームページで公表されている訂正履歴を参照すると、桁数の誤りによる訂正、取引があった品目の単価未入力（又は取引がなかった品種の誤入力）による訂正も含まれており、例えば、取引情報の前日比較や桁チェックのように、簡易な分析でも発見できる誤入力も含まれている。

日々の売買取引の結果等を公表するに当たり、速報性を重視している性格上、ある程度のデータ誤入力は訂正による対応となっているものの、例えば、訂正履歴を分析し、発生頻度が高い項目を、誤入力の疑いがあるパターンとして各市場担当者に周知し、誤入力の疑いがあるパターンに当てはまるデータについて、適時に卸売業者に問い合わせる等、事前に誤入力を発見できる仕組みの構築について検討されたい。

IV 決算プロセスについて

1 決算プロセス

(1) 固定資産の減損

ア 概要

令和4年度の中央卸売市場会計において、固定資産の減損損失は計上されていない。また、地方公営企業法施行規則第41条に定める減損損失に係る注記も特段なされていない。

イ 監査の結果

(ア) 固定資産の減損に係る検討の適切性について

減損会計は、固定資産に投下した資本の回収可能性を評価するものであり、固定資産の残高が総資産の6割を占める中央卸売市場会計において、重点を置いて検討すべき事項である。

そのため、地方公営企業法施行規則第54条に基づき総務省が告示した「地方公営企業が会計を整理するに当たりよるべき指針」の「第3 減損会計」に定める減損会計の規定に基づき、中央卸売市場会計において検討すべき事項がないか、事実関係の整理とヒアリングを実施した。

上記の手続の結果、固定資産のグループピングについて、市場全体をグループ単位としているものの、その旨を、規程や会計方針に記載していない事実を識別した。

市場全体をグループ単位としている理由については、管理部財務課からの回答では、11市場が一体となって供給網機能、物流最適化機能、代替補充機能を發揮している旨が挙げられた。

さらに、減損の兆候の要件の一つである「固定資産又は固定資産グループが使用されている業務活動から生ずる損益又はキャッシュ・フローが、継続してマイナスとなっているか、あるいは、継続してマイナスとなる見込みであること」に関連して、令和2年度から令和4年度まで、中央卸売市場会計は当年度純損失を計上し、損益が継続してマイナスとなっている事実を識別した。都は、豊洲市場への移転関連経費の増加等による損益マイナス見通しをあらかじめ認識した上で、今後の経常収支の黒字化に向けて、経営計画での取組を進めているところであることから、キャッシュ・フローのみを判定に用いており、結果的に、令和4年度決算において減損の兆候には該当しない判断をしたとしている。しかし、当該判断の過程は令和4年度決算の根拠資料に記載されておらず、結果的に減損の兆候の判定について、「よるべき指針」の手順に沿った検討がなされていることを確認できなかった。

なお、遊休資産に関する調査は各事業年度で実施しており、令和4年度決算に

おいて、遊休資産に該当する資産は識別されていない。

(意見4-1) 減損におけるグループピングの考え方について

減損におけるグループピングは、減損の検討の土台となる重要な要素である。中央卸売市場会計では、固定資産のグループピングについて、市場全体をグループ単位としているものの、その旨は、規程や会計方針に記載されていない。局はヒアリングにおいて、市場全体をグループ単位とする理由について、11市場が一体となって供給網機能、物流最適化機能、代替補充機能を發揮している旨を挙げている。

総務省の「地方公営企業が会計を整理するに当たりよるべき指針」では、固定資産グループについて、「複数の固定資産が一体となってキャッシュ・フローを生み出す場合における当該固定資産の集まりであって最小のものをいう。」との記載にとどまるが、企業会計においてグループピングは、「他の資産又は資産グループのキャッシュ・フローからおおむね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位で行う」とされ、管理会計上の区分や投資意思決定を行う際の単位等を考慮することとされている。また、複数のグループピングの単位のキャッシュ・フローが相互に補完的な影響を及ぼし合っている場合は、補完関係にある当該複数の単位を一体としてグループピングすることが適当とされる。

グループピングの単位及びその根拠について、上記の事項を考慮して整理の上、検討の過程及び結果が明確となるよう、会計に関する規程等に記載することを検討されたい。

(指摘4-1) 減損の兆候判定について

令和2年度から令和4年度まで、中央卸売市場会計は当年度純損失を計上し、損益が継続してマイナスとなっているが、中央卸売市場は、豊洲市場への移転関連経費の増加等による損益マイナス見通しをあらかじめ認識した上で、今後の経常収支の黒字化に向けて、経営計画での取組を進めているところであることを理由に、キャッシュ・フローのみを判定に用いて、減損の兆候には該当しないとしている。

減損の兆候判定の要件について、総務省の「地方公営企業が会計を整理するに当たりよるべき指針」によると、「固定資産又は固定資産グループが使用されている業務活動から生ずる損益又はキャッシュ・フローが、継続してマイナスとなっているか、あるいは、継続してマイナスとなる見込みであること」となっており、キャッシュ・フローのみではなく、損益の状況も含めて判定を行うものとされている。この判定に関して、局の検討・判断過程は令和4年度決算の根拠資料に明確に記載されておらず、結果的に減損の兆候の判定について、「よるべき指

針」の手順に沿った検討がなされていることを確認できなかった。
したがって、「よるべき指針」の規定のとおり、損益の状況も含めて減損の兆候を判定するなど、減損の手順に沿った検討及び文書化を実施されたい。

(2) 引当金

ア 概要

地方公営企業法施行規則は、引当金について、将来の特定の費用又は損失(収益の控除を含む。)であって、その発生が当該事業年度以前の事象に起因し、発生の可能性が高く、かつ、その金額を合理的に見積もることができる認められるものは、当該金額を引当金として計上し、引当金については事業年度の末日において適正な価格を付さなければならぬと規定している(規則第12条第2項第1号)。

この規定に基づき、中央卸売市場会計の令和4年度決算では、注記に重要な会計方針として、引当金の計上基準を記載の上、当該基準に基づき以下の引当金を計上している。

流動資産の部	貸倒引当金	10,788,863円(貸方計上)
固定負債の部	退職給付引当金	2,587,284,210円
流動負債の部	賞与引当金	246,863,668円
	環境安全対策引当金	6,908,800円

中央卸売市場会計令和4年度決算 注記 1 重要な会計方針

3) 引当金の計上基準

ア 退職給付引当金

職員の退職手当の支給に備えるため、当年度の退職手当の期末要支給額に相当する額を計上している。

イ 賞与引当金

職員の期末手当、勤勉手当及びそれらに伴う法定福利費の支給に備えるため、当年度末における支給見込み額に基づき、当年度の負担に属する額(12月から3月までの4か月分)を計上している。

ウ 貸倒引当金

債権の不納欠損による損失に備えるため、貸倒実績率による回収不能見込額を計上している。

エ 環境安全対策引当金

保管するポリ塩化ビフェニル(PCB)の処理費用の支出に備えるため、今後発生すると見込まれる額を計上している。

イ 監査の結果

(ア) 引当金の計上の適切性について

引当金は、会計上の見積りとして不確実性・複雑性・主観性を伴う場合があるため、各引当金に関して仮定・算定方法・データの確認とヒアリングを実施し、上記のリスクが顕在化していないか、検討を実施した。また、引当額と実際の支出額を比較するバックテストを実施し、同様に見積りの過程にリスクが存在していないか、検討を実施した。

上記の手続の結果、環境安全対策引当金に関して、局で把握しているポリ塩化ビフェニル(PCB)廃棄物のうち、令和5年度処理予定分の処理費用に係る予算額を令和4年度の引当金として計上しているが、令和4年度末時点において、令和6年度、令和7年度におけるPCB廃棄物の処理予定、すなわち保有するPCB廃棄物全体に対処する将来の支出見込額が、引当金として計上されていない事実が識別された。

(指摘4-2) 環境安全対策引当金の計上について

環境安全対策引当金については、財務諸表の注記「引当金の計上基準」において、「保管するポリ塩化ビフェニル(PCB)の処理費用の支出に備えるため、今後発生すると見込まれる額を計上している」との記載がなされている。

地方公営企業法施行規則第12条には、引当金の計上要件について、「将来の特定の費用又は損失(収益の控除を含む。)であって、その発生が当該事業年度以前の事象に起因し、発生の可能性が高く、かつ、その金額を合理的に見積もることができる」と認められるものと定められており、ここで言う「当該事業年度以前の事象に起因する将来の特定の費用」は、その時点で保有するPCB廃棄物全体に対する処理費用と考えることが妥当である。

令和4年度末時点において、全体のPCB処理予定量は算定されており、また、処理単価も、令和5年度予算若しくは過去の実績によって合理的な金額を算定できる以上、その時点において、引当金の対象は令和5年度処理予定分の処理費用のみではなく、それ以降の処理予定を含む、全体のPCB処理予定量に対応する処理費用の見込額を計上すべきであった。

局は、令和6年度分及び令和7年度分の処理費用見込みについて、合計で11,096,800円と試算しており、この金額が、令和4年度末における引当不足額となる。

以上を踏まえ、環境安全対策引当金について、今後発生すると見込まれる額を適切に計上されたい。

(3) 自己検査
ア 概要

中央卸売市場財務規則第113条から第116条には、「市場長は、現金、有価証券、棚卸資産、物品、固定資産の出納保管、管理その他の事務一切について、毎事業年度一回以上、所属職員のうちから検査員を命じて検査」する自己検査が規定されている。

自己検査は、年に一度、検査員を定めて現金の出納及保管、収入事務、支出事務、物品購入、契約関係、その他の検査事項に基づき、本庁各課及び各市場が実施した業務の内容の検査を実施している。その際、併せて会計関係、財産・物品関係、使用許可関係、その他の帳簿の管理状況を確認する。

検査結果は、検査事項及び所見を一表にまとめた「自己検査結果表」と、帳簿名称ごとにチェックを行ったことのチェックを行う「帳簿類確認シート」に取りまとめられ、各所属へ報告される。

イ 監査の結果

(ア) 自己検査の手續の適切性について

自己検査については、局が内部的に各種業務の適切性や帳簿書類の管理状況を確認する手續として、内部統制上も重要である。

したがって、検査の結果についてのみではなく、自己検査が統制活動として適切に実施されているかという観点から、各所属における自己検査結果表及び帳簿類確認シートの閲覧及び担当者へのヒアリングを実施した。

上記の手續の結果、豊洲市場の令和4年度自己検査にて、実際に実施された内容と異なる結果が記録されていた。

具体的には、自己検査結果表には、契約関係の検査事項に実施したことを示すチェックマークが付されていたのに対し、帳簿類確認シートでは、対応する契約台帳のチェックマークが付されていなかった。当該検査を担当した検査員によると、時間の都合上、契約台帳の閲覧は省略したが、自己検査結果表のチェックを誤って付してしまつたとのことであった。本来は、自己検査結果表には、契約関係の検査は省略した旨を記載することが適切であった。

また、自己検査結果表には、現金の出納及保管、収入事務について、検査を実施した旨の記載がある一方で、帳簿類確認シートには、現金出納簿や支出の戻入手續に関する原簿、未収金整理簿についてチェックを付しておらず、あたかも帳簿を閲覧していないように報告がなされていた。当該検査を担当した検査員によると、実際には帳簿類を閲覧していたが、帳簿類確認シートの記載が漏れてしまつていたとのことであった。

(指摘4-3) 自己検査の手續について

豊洲市場における令和4年度の自己検査結果を閲覧したところ、自己検査結果表には、契約関係の検査事項に実施したことを示すチェックマークが付されていたのに対し、帳簿類確認シートでは、対応する契約台帳のチェックマークが付されていなかった。当該検査を担当した検査員によると、時間の都合上、契約台帳の閲覧は省略したが、自己検査結果表のチェックを誤って付してしまつたとのことであった。

これについて、本来は、自己検査結果表には、契約関係の検査は省略した旨を記載することが適切であったとの回答を得ているが、自己検査は東京都中央卸売市場財務規則に定められた手續であり、内部統制の運用状況を評価する上でも重要であることから、時間的な制約により安易に省略が認められるべきではない。

手續を省略した場合、有効な自己検査が実施されたとの評価できないため、手續の履行に十分な時間を確保できるよう計画した上で、自己検査結果表及び帳簿類確認シートの記載手續について、誤りなく実施されたい。

(指摘4-4) 自己検査結果の適切な記載について

豊洲市場における令和4年度の自己検査結果を閲覧したところ、自己検査結果表には、現金の出納及保管、収入事務について、検査を実施した旨の記載がある一方で、帳簿類確認シートには、現金出納簿や支出の戻入手續に関する原簿、未収金整理簿についてチェックを付しておらず、あたかも帳簿を閲覧していないように報告がなされていた。当該検査を担当した検査員によると、実際には帳簿類を閲覧していたが、帳簿類確認シートの記載が漏れてしまつたとのことであった。

自己検査は、その場限りの手續ではなく、各所属の実態把握につながり、内部統制上も「事後の補完的な確認」と位置付けられているため、記載内容は漏れなく、かつ、正確に記載されている必要がある。

実際の手續の結果が文書に反映されていない場合、事後のレビューの際に不備の有無等を確認できない事態につながるため、適切な記載内容は是正されない。

(4) 旧築地市場関係

ア 概要

平成13年12月に、都は、「東京都卸売市場整備計画(第7次)」において、築地市場から豊洲市場への移転を決定した。その後、豊洲市場の開場に伴い、築地市場は平成30年10月6日に営業を終了した。平成30年10月11日に勝どき門

駐車場、厚生会館などの一部建物等を除く計 155 棟、延べ床面積約 26 万㎡の解体工事に着手している。

旧築地市場用地の大部分は、環状第 2 号線工事用地（建設局）及び東京 2020 大会用の輸送車両基地（公益財団法人東京オリムピック・パトリオニック競技大会組織委員会）として使用され、東京 2020 大会の終了に伴い、現存する建物等の解体工事を順次着手・終了させ、用地を一般会計に引き継いでいくこととなっている。

イ 監査の結果

(ア) 旧築地市場に係る減損会計に基づいた検討について
 旧築地市場については、移転方針を決定した上記整備計画の策定後、平成 26 年度より、公営企業会計にも減損会計が適用となっているため、平成 26 年度決算において、独立したキャッシュ・フロー生成単位として取り扱うかなど、減損会計の手順に沿った対応を検討すべきであったと考えられる。

(意見 4-2) 市場の移転等の場合の減損会計の手続について
 旧築地市場については、「東京都卸売市場整備計画（第 7 次）」で移転方針が決定しているところ、平成 26 年度より、公営企業会計にも減損会計が適用となっているため、平成 26 年度決算において、独立したキャッシュ・フロー生成単位として取り扱うかなど、減損会計の手順に沿った対応を検討すべきであった。今後、市場の移転などの意思決定が行われる場合、減損会計の手続に留意すべきであり、意思決定の内容に応じて適切な対応を検討されたい。

(イ) 旧築地市場所管の資産の将来利用計画について
 令和 4 年度末時点の電話加入権台帳を閲覧したところ、以下の電話加入権の所属が築地市場となっていた。

固定資産番号	取得年月日	所属	数量	金額（円）
A03-1	S40. 4. 16 S41. 3. 16 S50. 6. 1	58 中管経 371 号 築地市場	82	1, 324, 600
A03-2	S46. 9. 25 S47. 5. 30 S47. 8. 31 S50. 6. 1	58 中管経 371 号 築地市場	10	503, 000
A03-3	H1. 3. 30	63 中管設第 226 号 築地市場、食肉市場	1	144, 000

固定資産番号	取得年月日	所属	数量	金額（円）
A03-4	S63. 4. 1	築地市場	1	72, 800
A03-5	H6. 5. 25	6 中管設第 47-2 号 築地市場	1	37, 183
A03-6	H7. 2. 3	6 中管設第 123 号の 3 築地市場	1	75, 187
A09-2-16	H7. 3. 24	築地市場	15	1, 205, 292

上記の電話加入権の使用状況及び今後の解約又は移管等の予定の有無について管理部門財務課に質問したところ、これらの電話加入権は休止回線となっており、今後の明確な使用見込みはないものの、処分方法については事業見込みを踏まえて決定するとの回答を得た。

これは、総務省の「地方公営企業が会計を整理するに当たりよりべき指針」第 3 減損会計 2 項（1）に規定する「固定資産又は固定資産グループの収益性の低下により投資額の回収が見込めなくなった状態その他固定資産の将来の経済的便益が著しく減少した状態」にあり、減損処理を行う必要がある。

(指摘 4-5) 旧築地市場にて管理していた電話加入権の減損処理について
 旧築地市場において管理していた電話加入権は、当該市場の営業終了に伴い休止回線となっており、今後の明確な使用見込みもないことから、収益性の低下により投資額の回収が見込めなくなった状態その他固定資産の将来の経済的便益が著しく減少した状態にある固定資産に該当する。当該電話加入権について、減損処理を実施されたい。

(5) 中央卸売市場の経理機能

ア 概要

ここまで、決算プロセスに係る監査手続の結果と、その分析を通じた指摘・意見を述べてきた。

本項では、これまでの記述を踏まえ、中央卸売市場の経理機能について総合的な評価を実施する。

イ 監査の結果

(ア) 全体としての経理機能の評価について

前述のとおり、中央卸売市場の決算プロセスに関する指摘・意見の全体を通して見ると、固定資産の減損の検討（指摘 4-1、意見 4-1）や引当金の算定（指摘 4-2）等、会計処理において適切な検討や判断がなされておらず、適切な金

額等で計上されていない事例が識別されている。
また、自己検査についても、適切な対応がなされていない事例が識別されている (指摘 4-3、指摘 4-4)。

(意見 4-3) 経理機能の継続的な強化について
決算プロセスに関する指摘・意見の全体を通して見ると、会計処理において適切な判断がなされておらず、適切な金額等が計上されていない事例や、自己検査について適切な対応がなされていない事例が識別されている。

担当者の異動も多いため、決算プロセスに係る研修を実施することが、今後の経理機能の維持・強化に資するものと考えられる。

局全体の経理業務の効率性や有効性を高める観点から、今回の監査における指摘・意見を踏まえた決算プロセスに係る研修の実施を検討されたい。

発行
 東京都
 東京都新宿区西新宿三丁目八番一
 号(代)

郵便番号
 163-8001

定価
 本号
 一箇月 六、六〇〇円
 (郵送料を含む)

印刷所
 勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山一丁目十三番七
 号(代)

郵便番号
 113-0001

